

特定空家等の認定について

平成26年11月27日に公布され、令和5年12月13日に改正法が施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）においては、空家等の所有者又は管理者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、法第4条において住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域の実情に応じた空家等対策の実施主体として位置づけられています。

石岡市においても、法7条に基づき令和4年度に第2次石岡市空家等対策計画を策定し、空家等対策を推進しています。

今回、地域住民の安全や周辺的生活環境に大きな影響を及ぼしていると思われる空家等について、特定空家等認定の判定を実施します。

1 特定空家等の定義について

特定空家等の法律上の定義については、以下の4点の状態と認められる空家等となります。（法第2条第2項より）

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※空家等の判断基準については管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（令和5年12月13日改正）において示されている。当市では、石岡市空家等対策協議会要綱第7条に特定空家等の判断基準を定めている。

2 特定空家等の候補について

特定空家等の認定候補として、4件の物件を選定しました。（別紙資料参照）

特定空家等候補については、令和6年1月26日から31日にかけて、茨城県建築士会と立入調査を実施しました。また、庁内ドローンチームによる上空撮影を令和6年1月30日に実施しました。

3 認定について

空家等対策検討委員会、空家等対策協議会で協議された特定空家等候補については、最終的に市長により認定がなされます。